浜田市結婚新生活応援金支給要綱

（目的）

第1条　この告示は、本市において婚姻をした夫婦及び島根県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップ（以下「パートナーシップ」という。）の宣誓をした者に対し、結婚新生活応援金（以下「応援金」という。）を支給することにより、少子化対策及び定住対策の推進を図ることを目的とする。

（支給対象者）

第2条　応援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和3年1月1日以後に婚姻の届出をした夫婦又は双方がパートナーシップにあることを島根県知事に宣誓した者（以下「夫婦等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　婚姻の届出をした日又はパートナーシップの宣誓をした日（以下「届出日」という。）において、夫婦等の双方又は一方が本市の住民基本台帳に記録されている夫婦等

(2)　第4条に規定する支給申請をする日（以下「申請日」という。）において、夫婦等の双方が本市の住民基本台帳に記録されている夫婦等

(3)　申請日から継続して5年以上、夫婦等の双方が本市に定住する見込みがある夫婦等

2　前項の規定にかかわらず、夫婦等の双方又は一方が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象者としない。

(1)　この告示に基づく応援金、浜田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和3年浜田市告示第67号）に基づく補助金又は他の同種の補助金等の交付を受ける場合

(2)　市税を滞納している場合

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合

（応援金の額）

第3条　応援金の額は、1支給対象者につき10万円とする。

（支給申請等）

第4条　応援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市結婚新生活応援金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、届出日から1年を経過する日までに市長に提出しなければならない。

(1)　誓約書（様式第2号）

(2)　婚姻届受理証明書若しくは婚姻後の戸籍謄本等の写し又は島根県パートナーシップ宣誓書受領カード及び宣誓書の写し

(3)　その他市長が必要と認める書類

（支給決定）

第5条　市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、支給の可否を決定し、浜田市結婚新生活応援金支給決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し等）

第6条　市長は、虚偽の申請その他不正の手段により応援金の支給決定を受け、又は応援金の支給を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は応援金の返還を命ずるものとす

る。

（その他）

第7条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和3年4月16日から施行する。

（この告示の失効）

2　この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定により支給決定がなされた応援金については、同日後も、なおその効力を有する。

（令和7年度における応援金の支給に係る支給申請等の特例）

3　令和7年度における応援金の支給に係る支給申請等については、第4条中「届出日から1年を経過する日」とあるのは、「令和8年3月31日」と読み替えて同条の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和5年10月1日から施行する。